

_____の実習生受入に関する協定書

長崎県土木部建設企画課長(以下「甲」という)と_____ (以下「乙」という)は、乙が甲に依頼する実習生の受入について、次のとおり協定を締結する。

(期間および人員)

第1条 長崎県土木部地方機関等における実習期間は令和7年〇月〇日から令和7年〇月〇日までとし、詳細は各地方機関等との協議により決定する。受け入れる実習生の人員は名とする。

(実習内容)

第2条 甲は、実習生に対して、土木事業等に関する設計・積算・施工業務等についての専門的技術の指導を行い、実務の補助を行わせる。

(実習の確認)

第3条 実習に伴う、単位の履修及び実績確認等に必要な所属長の所見及び押印等の確認行為については、甲の指示により各地方機関等の長が乙所定の要領で行う。

(服务等)

第4条 実習生は、実習に当たり、実習実施に必要な甲及び各地方機関等の長の命令・指導に従わなければならない。

2 実習生は、甲の信用を傷つけたり、甲の不名誉となる行為をしてはならない。

3 実習生は、実習によって知り得た特別の情報を他に漏らしてはならない。それは、実習期間終了後も同様とする。

4 実習期間中のサービスは「正規職員に準ずる」ものとするが、報酬、交通費、食費等は支給しないものとする。

(乙の責任)

第5条 乙は、全ての実習生が「学生教育研究災害傷害保険」に加入していることを確認し、実習生がその実習に関して発生した事故等について、その全ての責任を負うものとする。

(事故等の処理)

第6条 実習生の受け入れに伴う、実習期間中の通勤（通学）途中における事故、及び実習中の怪我・疾病等については、乙の責任において処理するものとする。

（実施細目）

第7条 乙は、本協定締結後、実習内容について実施細目を定め、甲に協議するものとする。

（協定期間）

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から実習期間終了の日までとする。

（その他）

第9条 本協定の解釈について疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、甲・乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲・乙記名捺印のうえ、各々1通を保管するものとする。

令和 7年 ____月 ____日

甲 長崎市尾上町3番1号
長崎県土木部建設企画課長 ○○ ○○ 印

乙 _____

印